

「特定施設入居者生活介護」で キャッスルでの生活をより安心に・・・

ケアハウス ホワイトキャッスルは、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

(北海道指定 第 0170401681号)

定員 18名

ケアハウスは、日常生活は原則として自立維持できることとなっていますが、入居期間中に病気や加齢とともに生活機能の低下があらわれ、要介護状態になる方もいます。

そのような方にはケアハウスの基本サービス(食事の提供・入浴の準備・緊急時の連絡、対応・日常の生活相談)の他、介護を必要とする方に個々の心身の状況に応じた介護サービスプランを作成して個別の介護サービスをおこない、住み慣れたケアハウスにできるだけ長く住み続けられるよう自立支援をいたします。その介護サービスを「特定施設入居者生活介護」といい、当ケアハウスはその提供施設として指定を受けています。

「特定施設」の介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。尚、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。ご相談ください。



ケアハウス ホワイトキャッスル

特定施設入居者生活介護利用料金一覧

(1) 利用料 以下の料金表によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料をお支払下さい。(単位：円)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 1 割負担金 (介護保険給付)	5,446	9,370	16,214	18,161	20,260	22,207	24,276
② 医療連携加算	82	82	82	82	82	82	82
③ 夜間看護体制加算	該当しません		305	305	305	305	305
④ 介護職員処遇改善加算	207	340	583	649	721	787	857
⑤ サービス提供体制強化	548	548	548	548	548	548	548
事務費	10,000～28,100						
生活費	44,800						
管理費	13,500～15,000						
※ 電気料金	基本料金 1,300 円+使用料 (ご夫婦 基本料 1,950 円)						
※ 電話料金	基本料金 500 円+使用料						
※ 水道料金	一律 1,000 円 (ご夫婦 1,500 円)						
毎月の利用料は上記の合計金額になります。							
<p>☆上記の月額 は 1 ヶ月 30 日にて算定しており、介護予防(要支援)は①+②+④+⑤の合計が自己負担金となり、介護(要介護)の方は①+②+③+④+⑤の合計が自己負担金となります。</p> <p>☆ 11 月～3 月の間は、生活費に暖房費(8,800 円)が加算されます。</p> <p>☆ 月の途中から利用される場合は、生活費・事務費は日割計算となります。</p> <p>尚、管理費は月単位のお支払となります。</p> <p>※ 事務費については、前年度の「収入」によって、裏表のように算定されます。ご夫婦の場合、一人当たり「収入」が 150 万以下の場合は事務費について 30%減額いたします。</p> <p>◎事務費・生活費については毎年、改定されます。</p> <p>※ 印の利用料金は消費税が加算されます。</p> <p>○介護保険給付基準額の変更により上記の 1 割負担分の料金も変更になる場合があります。</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日 付</p>							

(2) その他のサービスは下記の料金でご利用になれます。

個別の外出介助に伴う費用

30 分ごと	600 円 (但し、それに伴う交通費は実費負担とする。)
※ 原則として 3 時間未満までの対応。それ以上は応相談。	

日常生活上の便宜に要する費用

買い物代行等 (近郊のみ)	一回につき 100 円
---------------	-------------

レクリエーション活動の内容により実費をご負担いただく場合があります。

書道	折り紙	ちぎり絵
100 円	100 円	100 円

※ おむつ代・医療費・嗜好品購入費等は実費負担となります。